

詐欺被害相談サイト

解決かたる  
悪質業者も



消費者庁が「詐欺被害相談をかたる悪質事業者に関する注意喚起」をしています。各地の消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

【事例】「有料動画サイトの未納料金が発生しています。連絡がなければ法的手続きに移行します」というメールが届いた。身に覚えがなく、記載された連絡先をインターネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」というウェブサイトに表示された。相談してみようと連絡したところ、「お客さまに代わって有料動画サイトの事業者と交渉します。今回は5万4千円で承ります」と言つので契約した。契約料金を支払った後、相談サイトから「1社とほげりがつきましたが、数社から請求があります。他の請求を取り消すには、あと5万4千円必要です」とさらに連絡があった。どう

したらよいか。  
【アドバイス】有料動画サイトの未納料金を請求するというのは、典型的な詐欺の口です。身に覚えがなければ、記載されている番号へ連絡しないようにしましょう。  
「詐欺被害の相談サイト」と称するウェブサイトに、決をかたる悪質な事業者が存在しますので、十分注意してください。  
不安に感じた場合は、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネ ☎097・534・0999)



詐欺被害の相談サイト